

2024年1月5日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介 様
原子力規制庁長官 片山 啓 様
柏崎刈羽規制事務所長 渡邊 健一 様

いのち・原発を考える新潟女性の会
代表 桑原三恵
連絡先 090-4625-9809
Email: mie.kuwabara756@gmail.com
(桑原三恵)

柏崎刈羽原発の核燃料移動禁止命令の解除への抗議と撤回の要請

2023年12月27日に、規制委員会は柏崎刈羽原発の追加検査報告書を了承し、規制検査の対応区分を第4区分から第1区分に変更し、「核燃料移動禁止措置」を解除しました。しかし、以下に述べるように、追加検査は極めて不十分な項目が多く、検査結果には矛盾があります。このような状況で、追加検査を終了し行政措置を解除する規制委員会は、国民の安全を最優先に人と環境を守るとした使命を大きく逸脱し、柏崎刈羽原発立地県民の安全を脅かしています。追加検査を端折って、再稼働に道を譲る規制委員会の対応に強く抗議し、命令解除の撤回を求めます。

記

1 追加検査では、核物質防護重大2事案（以下、重大2事案）を、2017年に東京電力社長が「国民への約束である」と言明した「7つの約束」の履行の観点で検討していません。

重大2事案の発覚当時、私たちは「7つの約束」の観点での検討を求め、さらに、追加検査の中間報告で明らかになった「東京電力のカイゼン活動が侵入検知設備の修理等に影響した」ことは「7つの約束」の「経済性よりも安全性を優先する」に違反していることを複数回、規制庁に訴えましたが、「重大2事案は核物質防護の事案である」との理由で受け入れられませんでした。

規制庁が示したこの理由は、規制委員会が東京電力に「7つの約束」を保安規定に位置付けることを求め、炉規法が保安規定と同様に事業者に策定を求めている核物質防護規定に位置付けることを求めなかったため、核物質防護規定には「7つの約束」が記載されなかったことを表しています。

昨年10月に、規制委員会に「7つの約束を核物質防護規定にも位置付ける」よう求めた際に、規制庁から、昨年5月に東京電力の核物質防護規定変更申請を認可し、そこには「7つの約束」をもとにした「5つの基本方針」が明記されているとの回答がありました。この変更申請、認可の詳細は核物質防護の秘匿性を根拠に、規制委員会のWEBサイトに一切掲載されていませんが、変更申請、認可は「7つの約束」が核物質防護規定に明記されなかった不手際を補うものだったことは明らかです。

重大2事案が「7つの約束」の観点で審議されなかったことについて、規制庁は追加検査の中で不問に付し、規制委員会も沈黙をしています。2017年の新規制基準合格の要件とした適格性の根拠となっている「7つの約束」への東京電力の対応の検討を欠いた追加検査は、東京電力の約束不履行を容赦する

ものとなっています。

2 追加検査結果に「劣化の改善が図られ、一過性のものとししない仕組みが構築され、定着しつつあると判断する」とありますが、「仕組み」が日常的に機能して継続するかについての確認検査がなされていません。東京電力が「他の事業者と異なるスペシャルな事業者である」「計画を立てることは上手だが実行がうまくいかなくなる」「現場力が弱い」こと等を認めながら、「仕組み」が一過性のものとならないことを一定期間において確認せずに追加検査を終了することは、慎重さと入念さを投げ捨てた尻切れトンボの手抜き検査と言わざるを得ません。

とりわけ以下について、追加検査を継続して経過を観察し改善や仕組みが東京電力に根付いたかを確認する必要があります。

(1) 不要警報の確認は、厳冬期での検査が必要です。マニュアルや訓練が厳冬期の風雪にも対応できるのかは、模擬の検査では把握できません。

現地調査を実施した昨年12月11日の風速は7～8メートルだったようですが、厳冬期の寒気団が来た際の風速は7～8メートルなどではありません。1～2月の不要警報の状況を確認すべきです。

東京電力の不要警報低減の目標値については核物質防護の関係上言わないと説明していますが、目標に達しているか否かは言えるはずであり、改善のメルクマールとして示すべきです。目標に達していないのではないかと推察しますが、そうであるなら、なぜ追加検査を終了できるのか、理解できません。厳正であるべき追加検査が、不信を招くものになっています。

(2) PPCAP（是正を目的とする会議）については、昨年6月の「監視用照明装置の不点灯事案」や10月の「薬物検査結果の誤判定」について、必要な情報がそろわずに「不適合判断」に遅れが生じたとあります。10月段階でも、PPCAPの機能は不十分でした。是正の仕組みは構築されたようですが、新たな仕組みを1回の会議で「実効性がある」と判断するのは拙速すぎます。何か他の理由があって、追加検査終了を急いだとしか考えられません。規制委員会はPPCAPの実効性を確認していません。

(3) 柏崎刈羽原発では核物質防護に係るトラブル（不適合事象）が追加検査の最中にも繰り返し起きています。東京電力は不適合事案の類似性や頻発性を考慮した分析評価を行う仕組み（トレンドCR）を作ったとのことですが、実質的な活動は、昨年9月に始まったばかりです。継続的に機能するのかについて、規制委員会は把握できていません。

(4) 柏崎刈羽原発で働いている方々のおよそ8割近くが協力企業の社員であり、その方々が作業における気づき事項を東京電力に伝える仕組みが動き出したのは昨年2月以降であり、10月段階で気づき事項に関する情報共有が不十分である実状が判明しています。是正したとのことですが、是正を確認しただけで、その是正に実効性があるかは確認していません。

(5) 「構造的な劣化を見逃さない」ために昨年5月に設置されたモニタリング室は、8月ようやく回り始めたとのことですが、しかし、10月に発生した「薬物検査結果の誤判定」についてモニタリング室は事案の詳細な把握が遅れました。速やかに情報を収集する仕組みを構築したと追加検査報告書には記載されていますが、その仕組みが機能しているかを追加検査は確認していません。

3 規制委員会は、追加検査終了にあたって「継続的改善の取組」「一過性にしない取組」「世代を超えて継承する取組」を求め、今後、基本検査で監視していくとしていますが、これら3点はいずれも取組の具

体と実効性の検査が必要であり、それが基本検査の中で可能なのかは疑問です。3点は追加検査の中で今後必要な取組として浮上したのですから、追加検査の中で検査・確認すべきです。

さらに、規制委員会は2023年度の基本検査計画を変更し、第4四半期の柏崎刈羽原発の基本検査に「重点項目（荒天時の監視、PPCAPの状況、核物質防護モニタリング室の活動）を設けて検査を行うこととする」との注記を加えました。重点項目3点は追加検査で省略した確認を必要とする項目です。規制委員会は、本来追加検査で実施すべき確認検査を「基本検査」に投げ込んで追加検査の幕を閉じました。

追加検査は、新潟県民の安全を長期にわたって脅威にさらした核物質防護重大不備をただし、東京電力の核物質防護の取組を根本から改善させることが目的だったのではないのでしょうか。根本からの改善を確認せずに追加検査を終了させ、「核燃料移動禁止措置」を解除した規制委員会を、新潟県民は信頼することも認めることもできません。

以上